



新型コロナウイルス感染症関連対策のお知らせ

令和3年2月2日時点

市では、新型コロナウイルス感染症予防対策における生活の維持・回復のための支援策として、次の事業を実施します。

◆上下水道料金の免除事業(延長)

問 上水道課 ☎(55)7146

外出の自粛に伴い、在宅時間が増加し水道使用料の増加が見込まれる世帯が多いことや、経済的に大きな影響をもたらしていることなどを踏まえ、市民生活および経済活動に対する支援策として、上水道の基本料金の免除を延長します。

- 対象：①市内の水道事業者と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および事業者
②市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者

期間：令和3年2月～3月利用分(2か月分)

申請：原則、手続きは不要です。

ただし、市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者は、別途申請手続きが必要です。後日、個別に通知します。

※海部南部水道企業団と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および事業者で、お問い合わせがある場合は、同企業団☎(32)3111に直接お問い合わせください。

◆新型コロナウイルスワクチン接種事業

問 健康推進課 ☎(28)5833

予防接種法の臨時予防接種として実施する新型コロナウイルスワクチンを速やかに接種できるよう体制を整えます。

○予防接種事業

個別予防接種を医療機関に委託して行います。

集団予防接種を市内公共施設で行います。

○予防接種体制確保事業

接種対象者に対して、接種券を発送し、予約受付業務を行います。

集団接種会場の設営や実施に必要な物品を購入し、体制を整えます。

※予防接種についての詳細は、随時広報紙および市ホームページなどでお知らせします。

感染症拡大防止のため、詳細はお電話などでお問い合わせください。



【 春季全国火災 予防運動 】

3月1日(月)から7日(日)まで
春の全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されています。

市消防本部の主な取組内容

- ・ 消防自動車による防火宣伝
- ・ 市内事業所でのポスター掲示
- ・ 大型店舗などの立入検査
- ・ 駅や市施設にのぼり旗設置
- ・ 市内学校での防火啓発放送
- ・ セスナ機による航空防火宣伝

住宅防火について

全国の住宅火災で亡くなられた方の多くは高齢者で、逃げ遅れによるものです。

住宅用火災警報器は火災の発生をいち早く発見し知らせてくれるもので、設置が義務化されてから10年以上が経過しています。大切な命や家族を火災から守るため設置をお願いします。

なお、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなる場合があります。設置から約10年を目安に交換していただくことをお勧めします。

皆さんも全国火災予防運動期間中に、今一度ご家庭の防火対策を確認したり、住宅用火災警報器の作動テストなどを行いましょ。

2020年度全国統一防火標語「その火事を防ぐあなたに金メダル」
問 消防本部 予防課 ☎(26)1109

